# ≪月刊『タックスニュース』11 月号≫第 24 回~N I S Aの仕組みと注意点~

平成 26 年 1 月からスタートする N I S A (少額投資非課税制度)。申し込みは今年の 10 月から始まっており、その名の通り、少額 (毎年 100 万円まで)・投資 (上場株式や公募株式投資信託などが対象)・非課税 (配当と譲渡益が最長 5 年間非課税) という制度です。今回はこの N I S A の仕組みと注意点についてお話しします。

#### 【制度の概要】

項目	適用
対象者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等(法人は不可)
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託等の譲渡益・配当
非課税投資額	毎年、新規購入額で合計 100 万円を上限(分散買付も可能)
開設可能期間	10年間(平成 26~35年まで)
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
損益の相殺	他の口座で生じた譲渡益・配当との損益の相殺は不可
口座開設数	原則1人1口座(各勘定設定期間※内で1口座。税務署のチェックあり)

※勘定設定期間: H26~29年(4年)・30~33年(4年)・34~35年(2年)の3期間 勘定設定期間ごとに口座は変更できるが、期間内での口座の変更は不可

毎年 100 万円の投資が可能ですので、平成 26 年に合計 100 万円投資、平成 27 年に合計 100 万・・・平成 35 年に合計 100 万円投資と、10 年間に渡って投資できます(開設可能期間 10 年)。また、平成 26 年に購入したものについては、平成 30 年 12 月 31 日までの配当及び譲渡益が非課税となるので、下記のように最長 5 年間が非課税期間となります。



非課税期間終了後は、①特定口座などの通常の口座に移し替え、または②終了年の翌年の投資枠に移行、となります。この場合、その時の時価で移し替えとなり、この時価が新たな取得価格になります。

### 【制度の主な注意点】

## ① 開設できるのは1人1口座

金融機関によって取扱商品が異なるため、何を目的としてNISAを活用するのかを考え、予め金融機関の取扱商品を確認しておくことが必要です。複数の金融機関に口座開設申請をすると、利用したいと思った金融機関等での利用ができなくなる可能性があります。

## ② 譲渡益だけではなく譲渡損も非課税

譲渡損があってもそれはなかったものとみなされます。つまり、NISA口座で発生した譲渡損は他の株式や株式投資信託の譲渡益と相殺することはできません。また、損失が出たまま非課税期間が終了し通常の口座に移し替えとなった場合には、その時点での時価が新たな取得価格になるため、その後値上がりしてしまうと譲渡益も増え、この譲渡益に課税されることとなります。

株式の運用であれば値下がりのリスクがあることから、リスクを抑えたい場合には、安定している 商品を購入し、配当の税金がかからないというメリットを享受して制度を活用する選択もあります。

このコラムは現時点での税制に基づいて作成しております。NISAは制度内容が変更されることも予想されていますので、具体的な対応につきましては個別にご相談くださいませ。 (文責 橋本明日香)